

# 商品概要説明書

## 大口定期貯金

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

商品名	・お墓そうじ代行サービス付き大口定期貯金
ご利用いただける方	・個人
期間	・定型方式 1 年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）として取扱いします。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000 万円以上 ・1 円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 計算方法 (3) 税金 (4) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続では、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・20%（国税 15%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間は、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の分離課税となります。 ・店頭表示利率は店頭の金利表示ボードに表示しています。 または窓口でお問い合わせください。
手数料	—
特典	・ご契約いただいた方に代わり、お墓参りとお掃除をさせていただきます。 ・1,000 万円以上 3,000 万円未満のお預け入れの方は、年 2 回の特典サービスが受けられます。 ・3,000 万円以上のお預け入れの方は、年 4 回の特典サービスが受けられます。
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5% を上乗せした利率） ・マル優の取扱いはできません。
中途解約時の取扱い	・本商品の中途解約は原則として不可とさせていただきます。 ・やむを得ず満期日前に解約する場合は、預入期間にかかわらず解約時の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または本店業務部信用業務課（電話：0898-34-1817）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、愛媛県農業協同組合中央会が設置・運営する愛媛県JAバンク相談所（電話：089-948-5656）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA本店業務部信用業務課または愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。